

## 男女共同参画についての市民意識調査について（概要）

### 1 目的

男女共同参画施策の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成28年3月に策定した「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」は、令和7年度までの10年間を目標年次とし、令和2年度に中間見直しを実施した。

令和6年度に同計画を令和8年度まで1年延伸することとなったことから、令和9年度に「(仮)第4次八尾市男女共同参画基本計画」を策定予定としており、今後の男女共同参画施策に反映するため、市民の男女共同参画に関する現状や意識、意見等を把握することを目的として、令和7年度男女共同参画についての市民意識調査を実施した。

### 2 調査概要

#### (1)調査方法

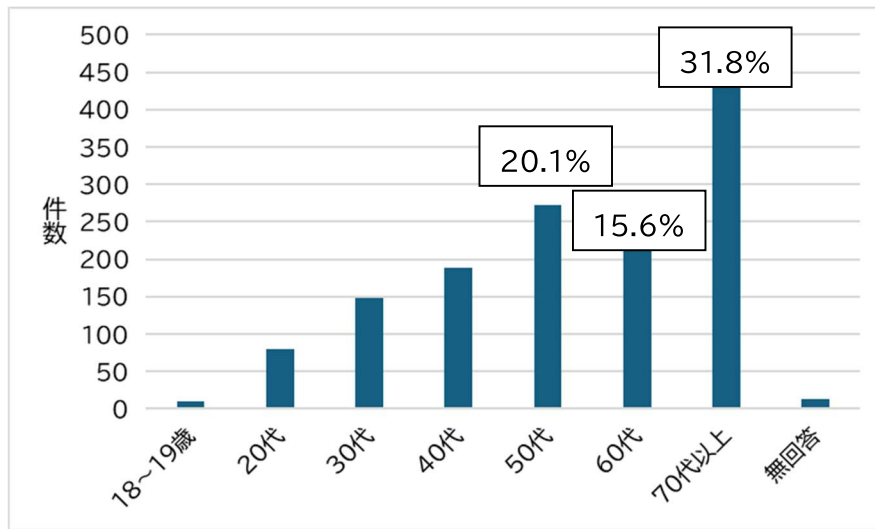
- ①調査地域 八尾市全域
- ②調査対象 満18歳以上の男女3,000人(男1,500人、女1,500人)  
※住民基本台帳の中から無作為に抽出
- ③実施方法 郵送による調査票の配布
- ④回答方法 調査票の回収または八尾市電子申請システムによる回答のいずれか  
(調査票:976件(約72%)、電子申請システム:375件(約28%))
- ⑤調査項目 質問数33問(別紙「資料2」のとおり)
- ⑥調査期間 令和7(2025)年10月2日から10月20日まで

#### (2)回収結果

調査時期	配布数	有効回答数	有効回答率
前回調査(令和元年10月)	3,000	1,209	40.3%
今回調査(令和7年10月)	3,000	1,351	45.0%

(3)回答者の属性

①年齢

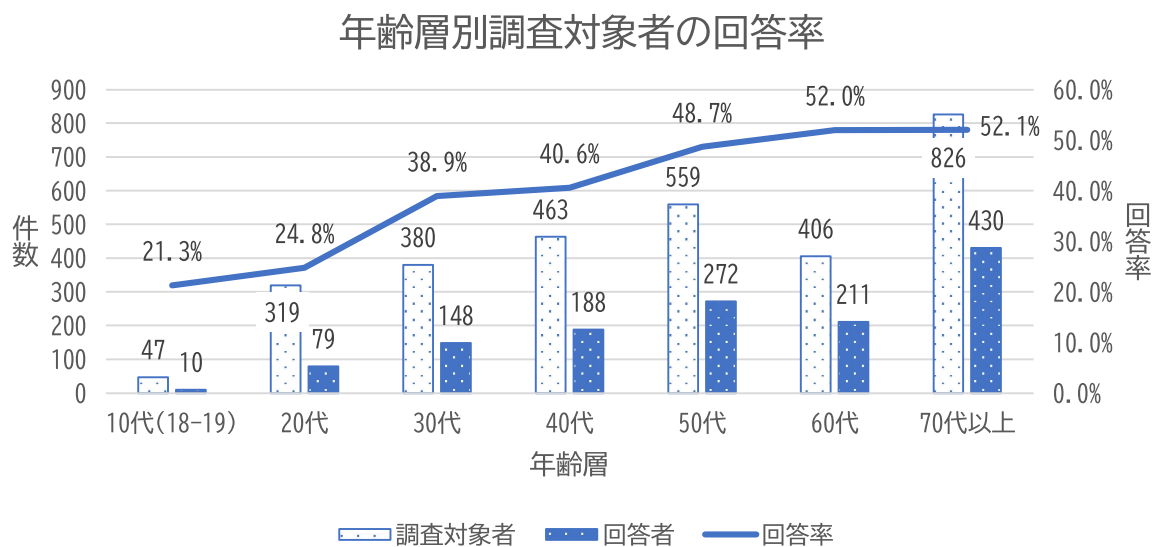


<全体>

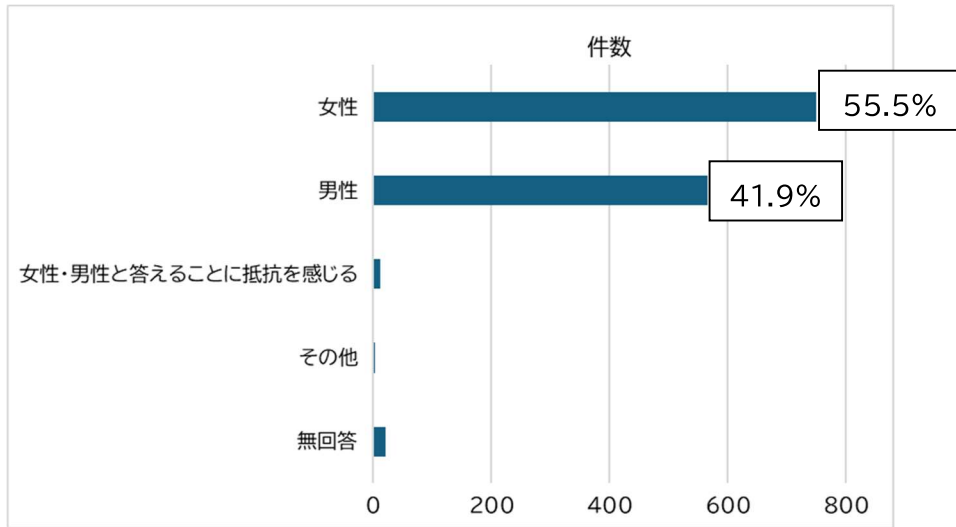
	18歳以上八尾市人口 (R7.9末現在)	構成率	調査対象※	構成率
10代(18-19歳)	4,840	2.2%	47	1.6%
20代	25,866	11.7%	319	10.6%
30代	26,755	12.1%	380	12.7%
40代	31,548	14.3%	463	15.4%
50代	42,080	19.0%	559	18.6%
60代	29,677	13.4%	406	13.5%
70代以上	60,169	27.2%	826	27.5%

※調査対象は、男女それぞれ1,500人を無作為抽出

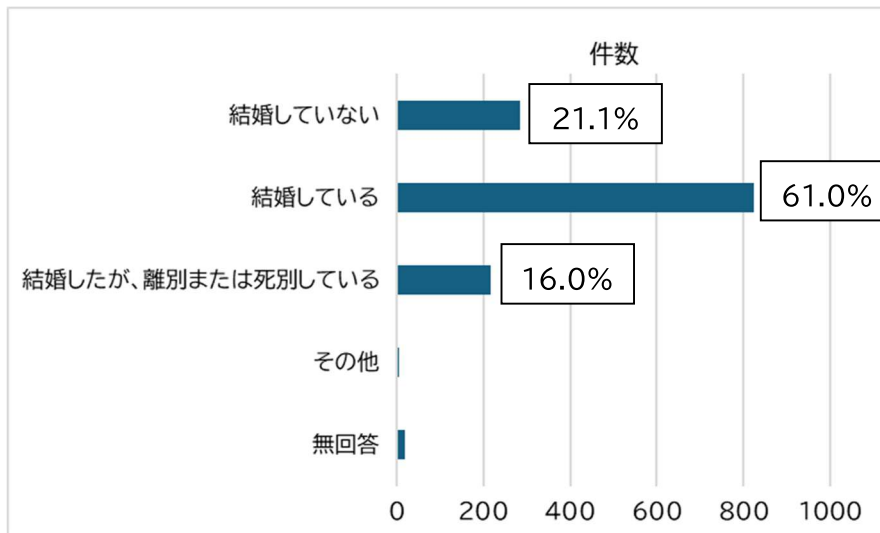
<年齢階層別回答率>



②性別



③結婚の有無



### 3 調査結果について

#### (1) 現行プランにおける数値の状況

八尾市はつらつプラン 施策推進のための数値目標(抜粋)

指標項目	R元(2019)年度 プラン改定時	今回調査	評価	R8(2026)年度 目標値
基本目標Ⅰ：男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成				
八尾市男女共同参画センター「すみれ」の認知度 (「知っている」と答えた人の割合)(%)	7.9	9.3	↑	50.0
基本目標Ⅲ：誰もが安心して暮らせる社会づくり				
配偶者からの暴力を受けたことがある人の割合(配偶者等からの暴力について「されたことはない」人及び無回答の人を除いた割合)(%) ※※交際相手からの暴力を含む	女性 29.9 男性 12.8	女性 28.9 男性 13.6	↓	女性 15.0 男性 8.0
DV被害に対する相談窓口の認知度 (「相談窓口を1つも知らない」人の割合)(%)	14.2	17.3	↓	5.0

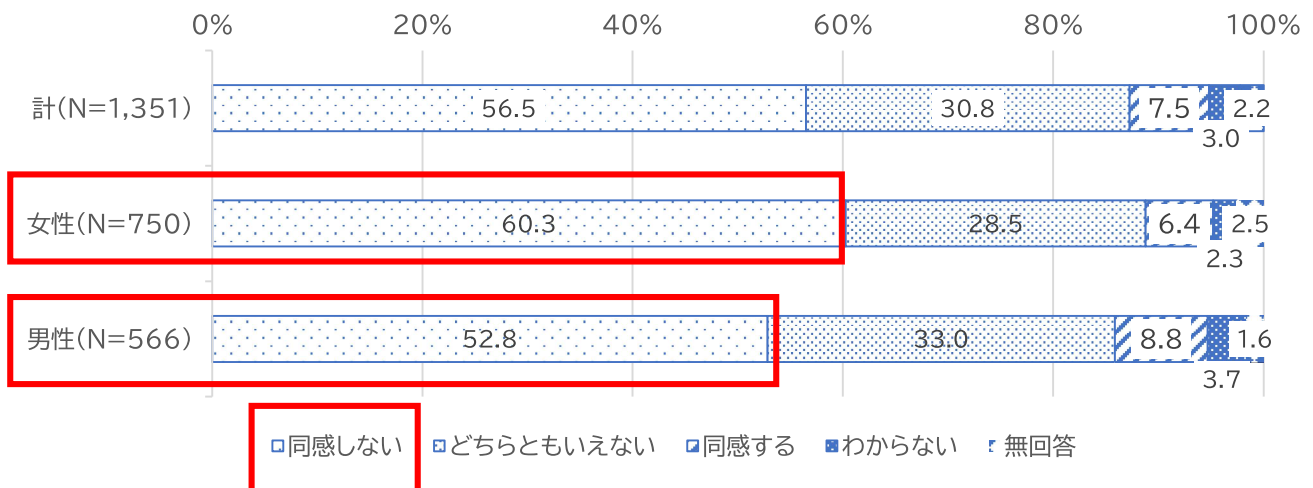
#### (2) 特に重要と考える市民意識調査項目について

##### ① 男女共同参画・女性活躍の推進に関連するもの

問2 「男は仕事、女は家庭」というような性別で役割を固定した考え方についてどう思いますか。

	今回	前回
同感しない	56.5%	53.5%
どちらともいえない	30.8%	33.0%
同感する	7.5%	7.2%
わからない	3.0%	4.4%
無回答	2.2%	1.9%

問2 「男は仕事、女は家庭」というような性別で役割を固定した考え方についてどう思いますか。

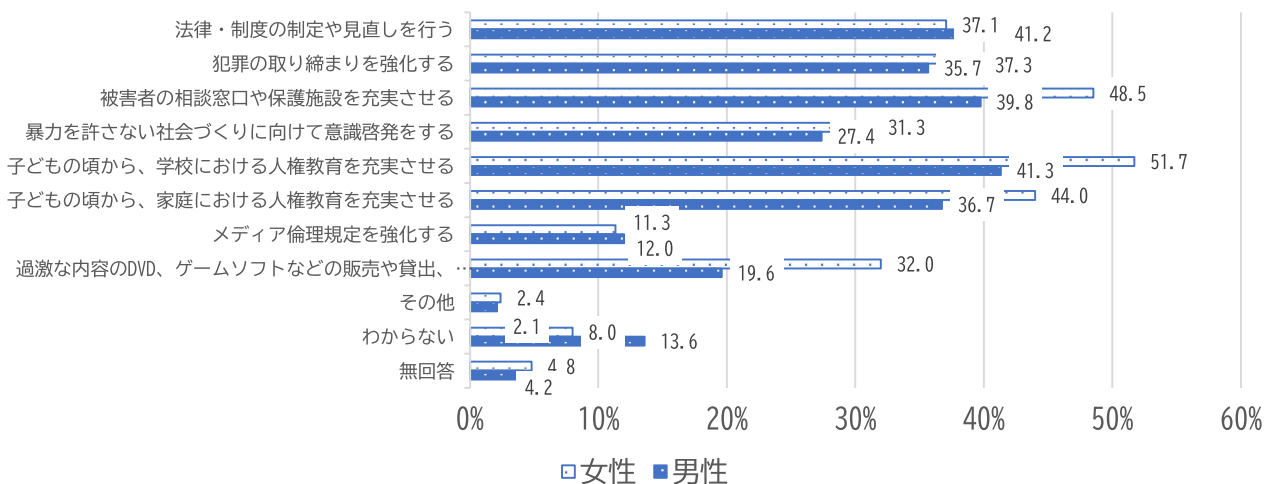


②DV等の暴力をなくすために必要な施策の検討に関連するもの

問22 配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、暴力をなくすためにはどのようなことが必要だと思いますか。

	今回	前回(順位)
子どもの頃から、学校における人権教育を充実させる	46.6%	50.7%(1位)
被害者の相談窓口や保護施設を充実させる	44.5%	44.8%(3位)
子どもの頃から、家庭における人権教育を充実させる	40.3%	46.2%(2位)

問22 配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、暴力をなくすためにはどのようなことが必要だと思いますか。

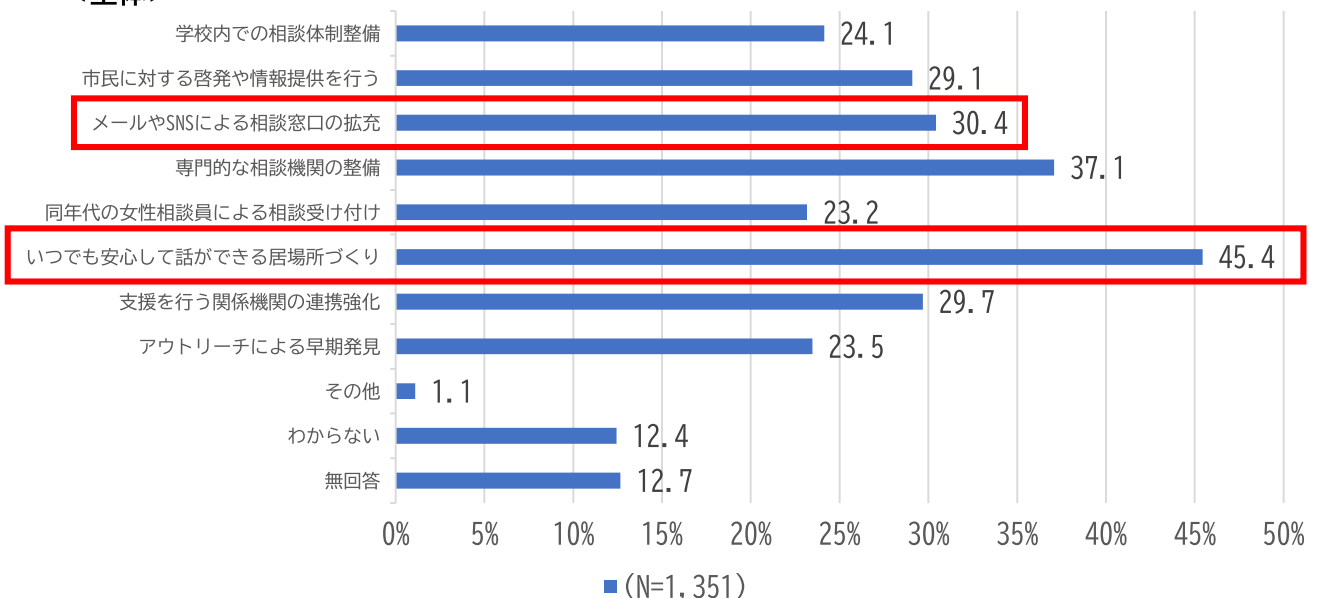


③「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を含んだプランの策定に関連するもの

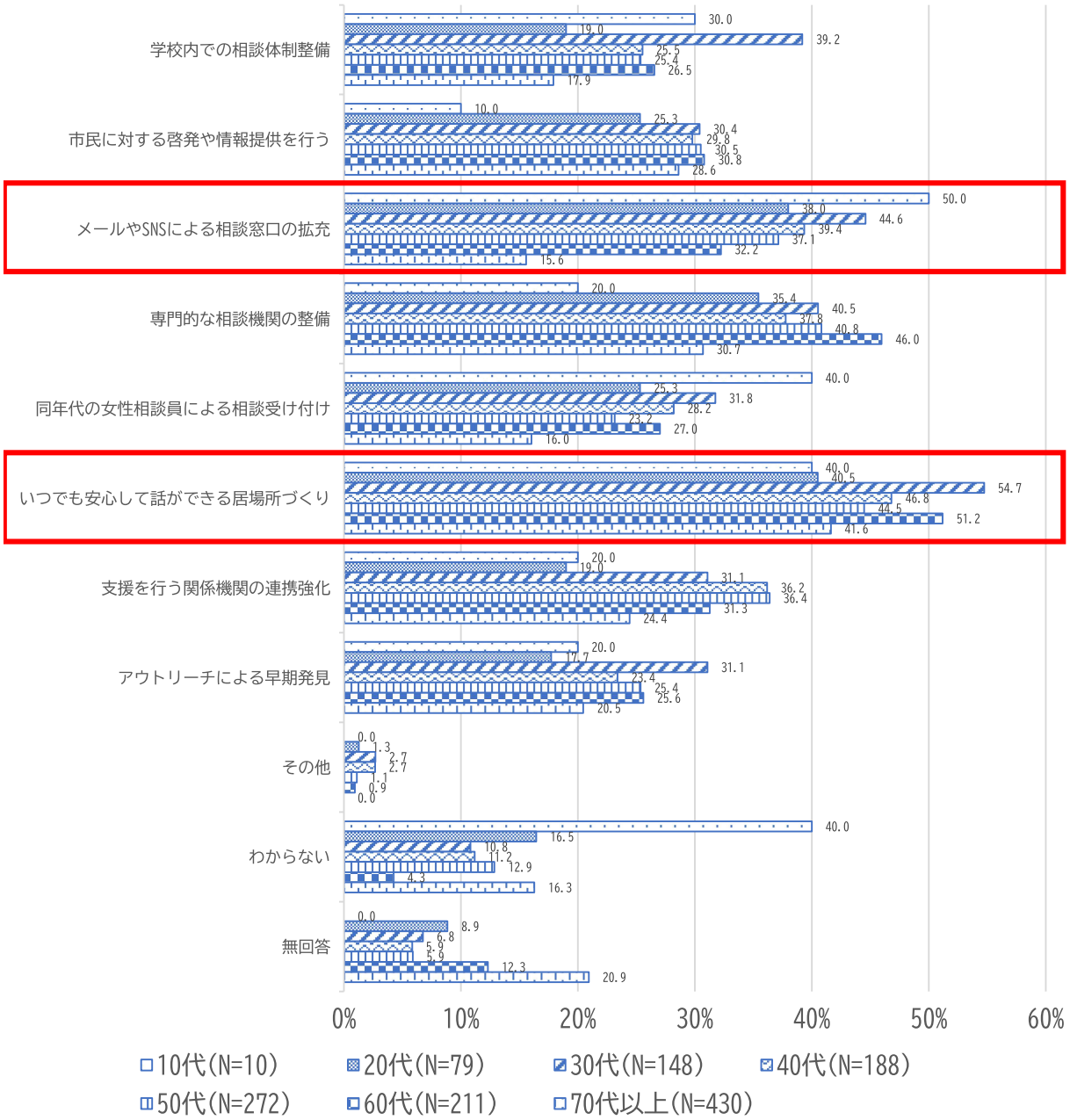
問26 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援法)が施行されました。一人ひとりのニーズに応じた支援を行い、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現をめざすための法律です。困難な問題を抱える女性が、支援につながりやすい体制をつくるために、必要だと思う取り組みは何か。 ※今回初の質問項目

問26 困難な問題を抱える女性が、支援につながりやすい体制をつくるために、必要だと思う取り組みはなんですか。

<全体>



<年代別>



#### 4 市民意識調査『問 14』について

問 14 あなたは次のようなことを見たり受けたりしたことがありますか。(○はいくつでも)

- 1 セクハラを見たり受けたりしたことがある。
- 2 マタハラ・パタハラを見たり受けたりしたことがある。
- 3 パワハラを見たり受けたりしたことがある。

##### (1)経過

2025/10/6 11:00 ごろ

電子申請システムで回答しようとした市民より、問 14 について、『ハラスメントを見たり受けたりしたことはない』という選択肢がないことを指摘する連絡あり。

※前回調査においても、『ハラスメントを見たり受けたりしたことはない』という選択肢はなし。

同日 11:15 ごろ

電子申請システムでのアンケートについて、『選択肢4ハラスメントを見たり受けたりしたことはない。』を追加。

なお、調査票(紙ベース)での回答については修正不可のため、特段の対応はしていない。

##### (2)回答状況

- 1 セクハラを見たり受けたりしたことがある。
- 2 マタハラ・パタハラを見たり受けたりしたことがある。
- 3 パワハラを見たり受けたりしたことがある。
- 4 ハラスメントを見たり受けたりしたことはない。←電子申請システムのみ途中で追加した選択肢

	1	2	3	4	無回答	合計(件数)
①調査票(紙)	212	79	411		408	1,110
②電子(修正前)	62	16	67			145
③電子(修正後)	79	7	50	70	24	230
合計	353	102	528	70	432	1,485

##### (3)調査報告書における記載方法について(事務局として検討している方法)

- ①調査票(紙ベース)での回答結果
- ②10/6 11:15 以前に電子申請システムでの回答があったもののみの回答結果
- ③10/6 11:15 以降に電子申請システムでの回答があったもののみの回答結果

上記①～③につき、経過について説明をした上で、

「①のみの分析結果」

「①～③を取りまとめた分析結果」

の2つのパターンで分析をし、報告書に記載をする。

## 5 次期プランについて

### (1)方向性

現行プラン及び国や府の計画を踏まえたものにつつつ、社会情勢の変化等を踏まえたものとする。

(現行プラン)



## (2)根拠法令

### ■男女共同参画社会基本法第 14 条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

### ■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項

市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

### ■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

### ■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項

**NEW**

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

## 6 次期プラン策定スケジュール(予定)について

	八尾市男女共同参画審議会
令和7年度	8月29日 第25回審議会 10月2～20日 市民意識調査実施 2月5日 第26回審議会(意識調査の結果報告)
令和8年度 ※審議会実施月日は未定	8月予定 第27回審議会 次期プラン素案について【諮問】 11月予定 第28回審議会 次期プラン素案について【中間報告】 1月予定 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施 2月予定 第29回審議会 次期プラン素案について【答申】 答申を踏まえ、次期プラン(案)を作成 次期プラン策定